

## フルタイム補償特約条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約条項により、業務災害補償特約条項第1条（保険金を支払う場合）(1)を次のとおり読み替えます。

「

### 第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、補償対象者が被った身体障害について、被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険金の種類ごとに保険証券に記載された金額またはこの特約条項によって定められた金額を、この特約条項および普通保険約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。

」

### 第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。